

社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(会長等の報酬)

第2条 本会の会長に対する報酬は、月額60,000円とする。

- 2 常務理事に対しては、報酬、手当を支給するものとし、手当は通勤手当、期末勤勉手当とし、その額は、南さつま市の再任用職員の給与に準ずるものとする。
- 3 常務理事が出張する場合は、社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会職員等の旅費支給規程に基づき支給する。
- 4 会長及び常務理事の報酬等については、日割計算を定めるものとする。
 - (1) 新たに会長、常務理事に就任した場合は、その日から報酬を支給する。
 - (2) 会長及び常務理事が退任、解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - (3) 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。
 - (4) 前2号の規定にかかわらず、会長及び常務理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(役員等の報酬等)

第3条 役員（市執行部を除く。）に対する報酬は、次のとおりとし、費用弁償は、本会職員等の旅費規程を適用する。ただし、月額報酬等が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

理事及び監事	1日につき3,000円
監事の監査	1日につき5,000円

(評議員の報酬等)

第4条 評議員（市執行部を除く。）に対する報酬は、次のとおりとし、費用弁償は、本会職員等の旅費規程を適用する。

評議員	1日につき3,000円
-----	-------------

(事業に伴う報酬等)

第5条 本会の実施する事業に伴う報酬（市執行部を除く。）は、次のとおりとし、費用弁償は、本会職員等の旅費規程を適用する。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 心配ごと相談所相談員 | 1日につき3,000円 |
| (2) 生活福祉資金及び市福祉資金調査委員 | 1日につき3,000円 |
| (3) ボランティア運営委員 | 1日につき3,000円 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 1日につき3,000円 |
| (5) その他本会事業に協力を依頼した者 | 1日につき3,000円 |

(報酬等の支給)

第6条 会長、役員、評議員及び事業に伴う報酬等の支給時期は、社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会経理規程第27条に規定する日とし、支払方法については、社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条の規定による。

2 常務理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とし、支払方法については、職員給与規程第3条の規定による。

(1) 報酬及び通勤手当については、職員給与規程第4条に規定する日とする。

(2) 期末手当及び勤勉手当については、職員給与規程第22条及び第24条に規定する日とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月4日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月22日から施行し、平成29年6月13日（定時評議員会の終結の時）から適用する。

附 則（常務理事の配置による報酬、日割規定の設定）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。